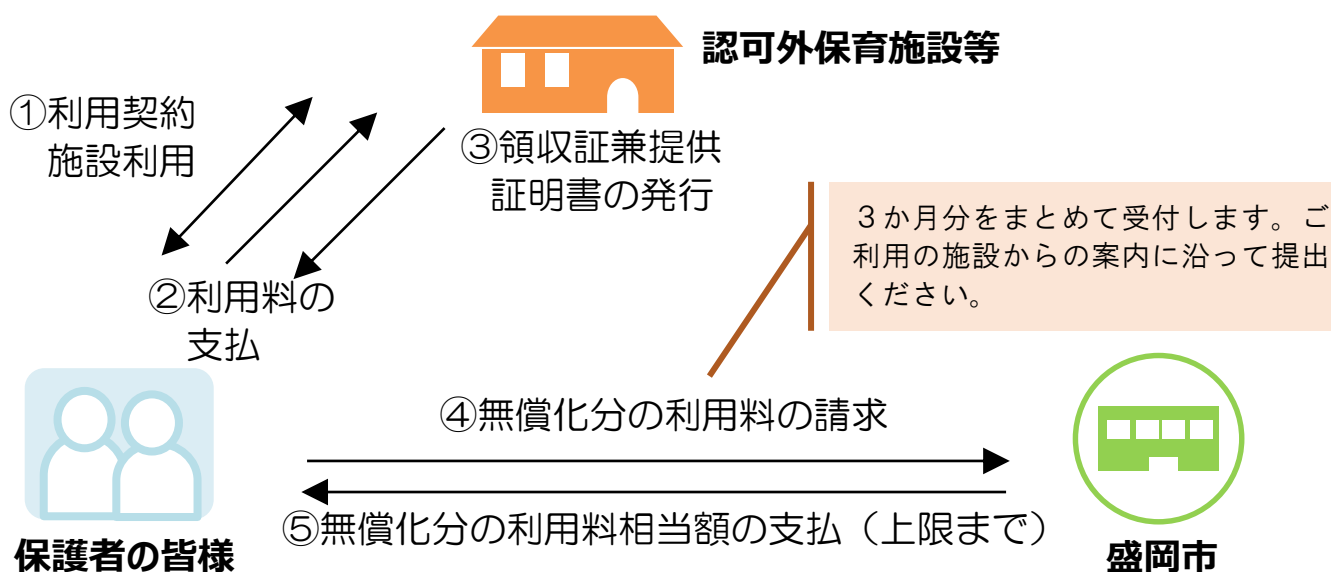


# 利用料の無償化に伴う 盛岡市への請求手続きについて

盛岡市在住で認可外  
保育施設を主に利用  
している方へ

- 「施設等利用給付2号(又は3号)認定」を受けた子どもについて、月額 37,000 円(施設等利用給付3号認定の場合は月額 42,000 円)を上限として無償化の対象となります。
- 盛岡市から認定を受けた子どもの場合、無償化の対象となる利用料は、
  - ・ 保護者の方から施設へ一度お支払いいただいた上で、
  - ・ 3か月分の支払額をまとめて盛岡市あてに請求していただき、
  - ・ 市から保護者の方の口座へ利用料相当額をお支払いする方法で、上限の範囲内で保護者の方の負担額を無償とする方法(償還払い方式)となります。

## 【利用料の無償化の流れ(盛岡市の場合)】



- 盛岡市にお住まいの方向けの請求手続きの概要を市公式ホームページでご案内しています。「盛岡市 無償化」で検索してご覧ください。

(「認可外保育施設等を利用した場合の利用料の取扱いについて」というタイトルのページです)。

※ 他市町村から施設等利用給付認定を受けた子どもの場合は、手続きが異なりますので、お住まいの市町村からの案内に沿ってください。

- 請求に必要な書類の配布時期や提出締切は、ご利用の施設から案内がありますので案内に沿ってください。